

第33回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面から記載を省略している事項

- 新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 計算書類に係る会計監査報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社ベルパーク

第33回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表、計算書類に係る会計監査報告につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、交付書面から記載を省略して株主の皆様へ提供しております。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。
 - (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
 - ② コンプライアンスの確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - ③ 重要な業務執行については、取締役会に引き続き付議又は報告するものとする。
 - ④ 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
 - ⑤ 倫理規程及びコンプライアンス規程の遵守を当社役員及び使用人に徹底する。
 - ⑥ コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
 - ⑦ 各部署にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに関する施策の実施、相談ラインの確保等に努める。
 - ⑧ 内部監査規程に基づき、法令遵守の観点から業務監査を行う。
 - ⑨ 業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
 - ⑩ 各取締役が法令又は定款に違反する事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
 - ⑪ 必要に応じて、役員及び使用人に対する研修を実施する。
 - (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに同規程に定める期間保存・管理する。

株主総会議事録	永久保存
取締役会議事録	10年間保存
幹部会議事録	10年間保存
計算書類	10年間保存
稟議書	10年間保存
 - ② 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を同規程により定める。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外取締役を引き続き選任する。
 - ② 適切なリスク管理の確立に必要な知識と経験を有し、会社から独立した社外監査役を引き続き選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - ③ 独立した会計監査人による会計監査を引き続き実施し、会計の適正化を図る。
 - ④ 倫理規程の遵守を当社役員及び使用人に徹底する。
 - ⑤ コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
 - ⑥ 業務執行部門から独立した部門である監査部による内部監査を引き続き実施する。
 - ⑦ 各取締役が会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、取締役会において当該事実に関する報告を行わなければならないものとする。
 - ⑧ 必要に応じて役員及び使用人に対する研修を実施する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
- ① 当社の取締役会は、経営に関わる重要な事項の審議及び意思決定並びに経営全般に対する監督を行う。
 - ② 当社の取締役は、取締役会が定める組織規程及び職務権限規程に基づき、所管する業務を執行する。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求めめる。
 - ② 当社の取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。
 - ③ 当社子会社の取締役は、当社子会社の社内規程に基づき、所管する業務を執行する。
 - ④ 当社は、経営理念及び企業行動指針に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ⑤ 当社子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する委員会の委員に社外弁護士を引き続き任命する。
 - ⑥ 必要に応じて、当社子会社の役員及び使用人に対する研修を実施する。
 - ⑦ 当社の監査部は、当社子会社に対して定期又は臨時に業務監査を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会において監査役との意見交換を行い、必要に応じ、使用人を配置する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役からの独立を確保するため、監査役の指揮命令に服するものとし、その職務執行に関連して、人事評価、異動、懲戒等において不利益な扱いがなされないものとする。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとする。
 - ② 監査役が必要に応じ業務執行に関する事実の報告を求めたときは、当社及び当社子会社の取締役は自ら報告し、又は使用人に報告させなければならないものとする。
 - ③ 当社及び当社子会社の取締役及び監査部の長は、法令若しくは定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならないものとする。
 - ④ 監査部の長は、監査役に対して当社及び当社子会社の内部監査結果を報告する。
- (9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ上記 (8) の報告をした当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役は監査役と定期的な意見交換の場を設け、会社運営に関する意見の交換のほか意思の疎通を図る。
 - ② 当社は、効果的な監査業務の遂行のため、監査役と監査部との連携を図る。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
リスク管理部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力又は支援を得ることとする。また、リスク管理部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員及び使用人への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

2. 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社は、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、各部署におけるリスク管理体制の構築を行うとともに、リスクアセスメント会議の実施による部署間の迅速な情報共有を行いました。また、内部通報制度の適切な運用により、問題の未然防止と解決に努めました。

(2) 内部監査に関する取り組み

当社の監査部は、内部監査規程に基づき、法令遵守の観点から当社及び当社子会社の業務監査を実施いたしました。

(3) 教育に関する取り組み

当社は、使用人に対し、コンプライアンス及び個人情報保護等についての教育を実施し、コンプライアンス及び個人情報管理の重要性を再確認するとともに法令及び定款の遵守並びに個人情報漏洩の防止に努めました。また、経営理念及び企業行動指針等については、社内ポータルサイトへの掲載、店舗バックヤードへの掲示、店舗朝礼時の復唱等の方法により周知徹底いたしました。

(4) 職務執行の効率性の確保のための取り組み

当社の取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を開催し、当社及び当社子会社の経営に関わる重要な事項の審議及び意思決定並びに経営全般に対する監督を行いました。

(5) 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、取締役会に参加し、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるとともに、当社の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接的に確認いたしました。また、監査部や会計監査人等との情報・意見交換により緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図りました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,148,322	1,872,489	31,820,952	△611,706	34,230,058
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△991,646		△991,646
親会社株主に帰属する当期純利益			4,128,557		4,128,557
自己株式の取得				△10,297,000	△10,297,000
自己株式の消却		△10,908,706		10,908,706	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		10,638,946	△10,638,946		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	△269,759	△7,502,034	611,706	△7,160,088
当連結会計年度末残高	1,148,322	1,602,729	24,318,918	－	27,069,970

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△63,108	△63,108	34,166,950
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△991,646
親会社株主に帰属する当期純利益			4,128,557
自己株式の取得			△10,297,000
自己株式の消却			－
利益剰余金から資本剰余金への振替			－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△56,075	△56,075	△56,075
当連結会計年度変動額合計	△56,075	△56,075	△7,216,164
当連結会計年度末残高	△119,183	△119,183	26,950,786

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ベルパークネクスト

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社ベルブライド

株式会社ワクティブ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

株式会社ベルブライド

株式会社ワクティブ

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項

により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商 品……………月次総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法によっております。

なお、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～34年
機械及び装置	16年～17年
車両運搬具	2年～4年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア……社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、情報通信機器販売サービス事業を営む単一セグメントであり、主に顧客に対し情報通信機器等の販売、並びに通信サービスの契約取次を行っております。

主な取引における収益の認識時点は以下のとおりであります。

① 情報通信機器等の販売

情報通信機器等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社グループが代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、商品の販売時に顧客へのサービス等の還元が、取引価格を算定するうえで実質的な値引となるものについては、収益から減額した純額を認識しております。

② 通信サービスの契約取次

通信サービスの契約の取次については、代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループが加入している複数事業主制度の企業年金基金制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

投資の効果が発現する期間を見積り、2年間から5年間で均等償却する方法によって償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「返金負債」は、金額的重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記し、流動負債の「返金負債」として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

店舗に係る固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産となる店舗に係る固定資産1,477,008千円（有形固定資産1,425,487千円、無形固定資産12,585千円、その他38,935千円）を計上しております。

また、当連結会計年度において認識した減損損失は118,546千円であり、すべて店舗に係る固定資産に対するものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。

各店舗の営業損益が継続してマイナスとなった場合、店舗閉店等の意思決定をした場合、あるいは営業損益が取得時計画を著しく下回った場合等に減損の兆候があるものとして、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否の判定を行っております。

判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、店舗ごとの事業計画を基礎としており、当該事業計画には、各店舗の携帯電話端末等の販売台数の見込みや、通信事業者等からの手数料収入の見込み等が含まれております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りには不確実性を伴い、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には減損損失を認識することになる可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、店舗建物賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行っており、当該見積りの変更による増加額50,072千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,886,833千円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	種類	場所	減損損失
店舗	建物及び構築物等	東京都 10店舗	20,392
	建物及び構築物等	神奈川県 2店舗	4,801
	建物及び構築物等	千葉県 3店舗	4,982
	建物及び構築物等	埼玉県 2店舗	23,602
	建物及び構築物、のれん等	愛知県 5店舗	31,124
	建物及び構築物等	三重県 1店舗	6,683
	建物及び構築物等	大阪府 4店舗	21,903
	建物及び構築物等	徳島県 1店舗	5,055
合計			118,546

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。

各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、店舗閉店等の意思決定をした場合、あるいは営業損益が取得時計画を著しく下回った場合等に減損の兆候があるものとして、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否の判定を行っております。

判定の結果、当連結会計年度において減損損失の認識が必要とされた資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(118,546千円)として特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	20,197,800株	－株	7,957,088株	12,240,712株

(注) 発行済株式の普通株式数の減少は、すべて2025年5月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	957,088株	7,000,000株	7,957,088株	－株

(注) 自己株式の普通株式数の増加及び減少は、すべて2025年5月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び消却によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	538,739	28.0	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年8月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	452,906	37.0	2025年6月30日	2025年9月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	795,646	65.0	2025年12月31日	2026年3月26日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余剰資金は預金又は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、当該取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、上場株式、非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

長期貸付金及び敷金は、店舗及び事務所の賃貸借契約に基づき貸主に差し入れる建設協力金及び敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であり、これらは流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替及金利等の変動リスク）の管理

為替及び金利の変動リスクについては、常時モニタリングしており、リスクの軽減に努めております。

上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

② 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権、長期貸付金及び敷金については、主要な取引先及び貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに決済期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

月次で資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。また、機動的に資金を調達するため、取引銀行との間で当座貸越契約を締結しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち80.4%が特定の大口取引先に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券	3,825,827	3,825,827	—
② 長期貸付金	66,835	59,211	△7,624
③ 敷金	2,019,360	1,776,987	△242,372
④ 長期借入金	(50,000)	(48,855)	(1,144)

※1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

※2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

負債

「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非上場株式	59,725
投資事業有限責任組合への出資	84,666

上記については、「① 投資有価証券」には含めておりません。

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	3,825,827	—	—	3,825,827

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	59,211	－	59,211
敷金	－	1,776,987	－	1,776,987
長期借入金	－	(48,855)	－	(48,855)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金及び敷金

長期貸付金及び敷金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、情報通信機器販売サービス事業を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
商品売上高	81,030,731
受取手数料	48,270,297
顧客との契約から生じる収益	129,301,029
その他の収益	－
外部顧客への売上	129,301,029

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
期首残高	13,683,442
期末残高	12,966,336
契約負債	
期首残高	49,221
期末残高	32,310

(注) 「顧客との契約から生じた債権」は、連結貸借対照表の「売掛金」の残高に含まれ、「契約負債」は「流動負債」の「その他」の残高に含まれます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、39,227千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,201円73銭
1株当たり当期純利益	263円09銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	33,708,976	流 動 負 債	15,388,826
現金及び預金	12,861,206	買掛金	10,524,407
売掛金	12,580,996	未払金	1,017,273
商品	7,506,564	未払費用	603,259
貯蔵品	157,845	未払法人税等	1,087,557
前払費用	358,009	未払消費税等	592,023
未収入金	182,091	預り金	662,707
その他	62,263	賞与引当金	425,714
固 定 資 産	8,607,239	返金負債	416,273
有 形 固 定 資 産	1,524,888	その他	59,608
建物	1,350,882	固 定 負 債	714,608
構築物	76,953	長期借入金	50,000
機械及び装置	21,184	資産除去債務	598,674
車両運搬具	9,057	その他	65,934
工具、器具及び備品	66,809	負 債 合 計	16,103,435
無 形 固 定 資 産	42,461	純 資 産 の 部	
のれん	12,242	株 主 資 本	26,331,964
ソフトウェア	24,889	資本金	1,148,322
その他	5,329	資本剰余金	1,602,729
投 資 其 他 の 資 産	7,039,889	資本準備金	1,602,729
投資有価証券	3,910,494	利 益 剰 余 金	23,580,911
関係会社株式	175,329	利益準備金	8,078
長期貸付金	61,718	その他利益剰余金	23,572,833
敷金	1,961,928	繰越利益剰余金	23,572,833
会 員 権	72,413	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△119,183
長期前払費用	75,129	その他有価証券評価差額金	△119,183
繰延税金資産	781,282	純 資 産 合 計	26,212,780
その他	1,593	負 債 純 資 産 合 計	42,316,215
資 産 合 計	42,316,215		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	125,611,600
売上原価	95,870,999
営業利益	29,740,600
販売費及び一般管理費	24,155,833
営業外収益	5,584,766
受取利息	24,162
受取賃貸料	3,505
店舗出店等支援金収入	9,058
受取配当金	684,339
関係会社業務受託収入	38,555
物品売却益	24,346
その他	13,116
営業外費用	797,083
支払利息	306
支払賃借料	2,904
支払事業組合理損	42,002
投資事業組合運用損	4,754
その他	1,298
経常利益	51,266
特別利益	6,330,584
固定資産売却益	9,568
投資有価証券売却益	21,092
特別損失	30,661
減損損失	117,444
役員権評価損	4,142
関係会社株式評価損	3,388
店舗等撤退費用	10,463
税引前当期純利益	135,439
法人税、住民税及び事業税	6,225,806
法人税等調整額	1,643,920
当期純利益	56,870
	1,700,791
	4,525,014

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 1 月 1 日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,148,322	1,602,729	269,759	1,872,489	8,078	30,678,411	30,686,489	△611,706	33,095,595
当期変動額									
剰余金の配当						△991,646	△991,646		△991,646
当期純利益						4,525,014	4,525,014		4,525,014
自己株式の取得								△10,297,000	△10,297,000
自己株式の消却			△10,908,706	△10,908,706				10,908,706	-
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替			10,638,946	10,638,946		△10,638,946	△10,638,946		-
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									-
当期変動額合計	-	-	△269,759	△269,759	-	△7,105,578	△7,105,578	611,706	△6,763,631
当期末残高	1,148,322	1,602,729	-	1,602,729	8,078	23,572,833	23,580,911	-	26,331,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△63,108	△63,108	33,032,487
当期変動額			
剰余金の配当			△991,646
当期純利益			4,525,014
自己株式の取得			△10,297,000
自己株式の消却			-
繰越利益剰余金から その他資本剰余金への 振替			-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△56,075	△56,075	△56,075
当期変動額合計	△56,075	△56,075	△6,819,707
当期末残高	△119,183	△119,183	26,212,780

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

商 品……………月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～34年

構築物 4年～20年

機械及び装置 16年～17年

車両運搬具 2年～4年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん……………投資の効果が発現する期間を見積り、2年間から5年間で均

等償却する方法で償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、情報通信機器販売サービス事業を営む単一セグメントであり、主に顧客に対し情報通信機器等の販売、並びに通信サービスの契約取次を行っております。

主な取引における収益の認識時点は以下のとおりであります。

(1) 情報通信機器等の販売

情報通信機器等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

また、商品の販売時に顧客へのサービス等の還元が、取引価格を算定するうえで実質的な値引となるものについては、収益から減額した純額を認識しております。

(2) 通信サービスの契約取次

通信サービスの契約の取次については、代理店契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社が加入している複数事業主制度の企業年金基金制度では、自社の拠出に対応する年金資産の金額を合理的に算定できないことから、確定拠出制度と同様の会計処理を実施しております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「返金負債」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記し、流動負債の「返金負債」として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

重要な会計上の見積り

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

店舗に係る固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象資産となる店舗に係る固定資産1,407,688千円（有形固定資産1,356,830千円、無形固定資産12,585千円、その他38,272千円）を計上しております。

また、当事業年度において認識した減損損失は117,444千円であり、すべて店舗に係る固定資産に対するものであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、店舗建物賃貸借契約等に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復実績等の新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行っており、当該見積りの変更による増加額50,072千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,804,658千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 38,419千円 |
| 短期金銭債務 | 7,487千円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|------------|----------|
| 関係会社との取引 | |
| 営業取引以外の取引高 | 44,043千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	957,088株	7,000,000株	7,957,088株	－株

(注) 自己株式の普通株式数の増加及び減少は、すべて2025年5月9日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得及び消却によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	71,208千円
賞与引当金損金不算入額	130,353千円
未払費用否認額	20,023千円
商品評価損損金不算入額	5,424千円
返金負債	127,748千円
長期未払金（役員退職慰労金）損金不算入額	8,067千円
減損損失損金不算入額	90,477千円
一括償却資産	26,370千円
会員権評価損損金不算入額	26,125千円
資産除去債務	188,702千円
投資有価証券評価損損金不算入額	26,045千円
関係会社株式評価損損金不算入額	50,518千円
契約負債	3,243千円
関係会社株式の税務上の簿価修正	132,122千円
その他有価証券評価差額金	59,100千円
その他	39,736千円
繰延税金資産計	1,005,266千円
評価性引当額	△132,122千円
繰延税金資産合計	873,144千円
繰延税金負債	
返品資産	△14,889千円
資産除去債務に対応する資産	△76,931千円
その他有価証券評価差額金	△41千円
繰延税金負債計	△91,861千円
繰延税金資産の純額	781,282千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は14,594千円増加し、法人税等調整額が13,028千円減少し、その他有価証券評価差額金が1,566千円増加しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	㈱光通信	東京都豊島区	54,259,410	電気・ガス事業、通信事業、飲料事業、保険事業、金融事業、ソリューション事業、取次販売事業	(被所有)間接34.70(注1)	-	自己株式の取得(注2)(注3)	4,515,970	-	-

2. 子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ベルパークネクスト	東京都千代田区	100,000	情報通信機器販売サービス事業	(所有)直接100	業務委託 役員の兼任	配当金の受取(注4) 子会社の管理業務の受託(注5)	1,300,000 38,075	- 未収入金	- 3,488

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は業	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社日本ビジネス開発(注6)	東京都渋谷区東	10,000	有価証券の保有及び運用、電気通信機器の企画及び販売事業	(被所有)直接10.91	役員の兼任	自己株式の取得(注3)	5,781,030	-	-

- (注) 1. 株式会社光通信の当社に対する議決権の間接所有34.70%は、株式会社光通信の子会社である光通信株式会社等の当社議決権の所有割合を合計したものです。
2. 本公開買付けにおいて、株式会社光通信の子会社等である光通信株式会社から1,931,000株を2,840,501千円で取得し、株式会社エスアイエルから1,139,000株を1,675,469千円で取得しております。
3. 2025年5月9日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付けの方法により当社普通株式を1株あたり1,471円で取得しております。なお、1株あたりの買付価格は、当該取締役会の前営業日の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用した額としております。
4. 剰余金の配当1,300,000千円のうち、729,220千円はその他資本剰余金を原資としており、当社は関係会社株式を減額しております。
5. 子会社の管理業務の取引条件については、協議の上決定しております。
6. 当社代表取締役西川健士氏は、株式会社日本ビジネス開発の代表取締役を兼任しており、当事業年度末において同社の株式の100%を保有しております。なお、取引日時点において、当社代表取締役西川猛氏が同社の株式の100%を保有しており、2025年10月に当社代表取締役西川健士氏へ全ての株式を譲渡しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,141円44銭
1株当たり当期純利益	288円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

株式会社ベルパーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成島	徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺田	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルパークの2025年1月1日から2025年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上